

令和2年度 事務事業総点検シート(1)
[令和元年度事務事業]

一般会計					事務事業分類	D 建設・整備事業
事務事業名	特定道路バリアフリー化事業				シート番号	019-055
担当部署名	建設	局	道路	部	道路整備	課 評価責任者(課長名) 金谷

Ⅰ. 基本情報

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	1	暮らしの確かな安全・安心を確保します	後期実施計画の位置付け
			施策	3	障害者等が自分らしく輝いて暮らせる地域社会の実現	有
	2	事業開始年度	平成 14 年度		終了(予定)年度	令和 2 年度
	3	根拠法令等(法令、条例、規則、要綱等)	道路法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)			
	4	関連計画	堺市バリアフリー道路特定事業計画			
5	事業実施の経緯	平成13~15年度策定の堺市交通バリアフリー基本構想および平成27年度策定の堺市バリアフリー基本構想の道路特定事業計画に基づく特定道路の整備				

Ⅱ. 事業概要

事業概要	6	事業の実施主体(誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input type="checkbox"/> 各区 <input type="checkbox"/> 出先機関 () <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他 ()			
	7	事業の対象(誰を、何を対象としているのか)	堺市が管理する市道、府道、国道(直轄国道を除く)のうち特定道路に指定されている区間の道路利用者			
	8	事業の目的(どのような状況にしたいのか)	超高齢社会の到来とともに、だれもが移動しやすく安全・快適で活力のあるまちづくりを目指す。			
	9	事業内容(スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	<p>この計画の特定道路においては、歩道の段差・勾配・障害物の移設等の改良及び視覚障害者用誘導ブロックの設置等を行う。</p> <p>また、堺市バリアフリー基本構想が令和2年度末が完結年度であるため、令和2年度末までには実施可能な特定道路のバリアフリー化事業を完了させる。</p> <p>令和元年7月に国土交通省より、特定道路の追加指定が発表された。</p> <p>本市でも約40kmが指定されており、現在策定中の堺市移動等円滑化促進方針(マスタープラン)に基づき、令和3年度以降新たな道路特定事業計画を作成し、特定道路のバリアフリー化工事を引き続き実施する。</p>			
10	直接実施以外の主な支出先	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他 ()				
		業務並びに工事の受注者				

Ⅲ. 投入量

項目	単位	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算
11 事業費 (a)	千円	443,865	233,254	222,335	109,063	97,338	15,238	89,100
主な事業費内訳	歩道等調査設計費	千円	21,000	10,229	6,185	6,185		
	歩道等工事費	千円	422,865	223,025	216,150	102,878	97,338	15,238
		千円						
		千円						
財源内訳	国・府支出金	千円	138,334	71,063	82,880	43,120	35,920	6,760
	受益者負担金(使用料、手数料等)	千円						
	市債	千円	280,300	148,700	124,600	59,100	54,900	7,400
	その他()	千円						
一般財源	千円	25,231	13,491	14,855	6,843	6,518	1,078	6,448
12 人件費 (b)	千円	24,600	24,600	24,600	24,600	20,250	20,250	13,300
13 総コスト(c)=(a)+(b)	千円	468,465	257,854	246,935	133,663	117,588	35,488	102,400

令和2年度 事務事業総点検シート(2)

事務事業名	特定道路バリアフリー化事業	シート番号	019-055
-------	---------------	-------	---------

Ⅳ. 評価(測定・分析)

ロジックモデルの考え方



事業の活動実績や成果

		令和元年度実績						
活動実績と成果	14	<p>令和元年度は、桃山台62号線 L=300m、桃山台64号線 L=200m、原山台102号線 L=200m、下田津久野2号線L=200mの0.9kmのバリアフリー化工事を完了させた。 この結果、特定道路のバリアフリー化率は96%となり、だれもが移動しやすく安全・快適で活力のあるまちづくりに寄与した。</p>						
	15	指標名【成果指標】	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		特定道路バリアフリー化率	%	目標値	97	95	97	100
				実績値	97	95	96	
				達成率	100%	100%	99%	
				評価	良い	良い	普通	
		算出方法・設定根拠など						
		<p>堺市バリアフリー道路特定事業計画に基づき、令和2年度特定道路バリアフリー化率100%を目標に設定。 (令和2年度は他事業関連を除く) (整備地区の追加に伴い、平成30年度から特定道路の総延長を変更45.0km→47.8km)</p>						
	16	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
			目標値					
		実績値						
		達成率						
		評価						

事業の効率性

		区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
17	①	特定道路バリアフリー化整備延長	km	1.0	0.9	0.9
	②	上記①にかかる年間経費	千円	257,854	133,663	35,488
	③	単位当たり経費(②÷①×1,000円)	円/単位	257,854,000	148,514,444	39,431,111
	備考(算出についての説明等)		各年度の特定道路バリアフリー化率の根拠となる整備延長を当該年度の総コスト費で除したものの。			
		区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18	①					
	②	上記①にかかる年間経費	千円			
	③	単位当たり経費(②÷①×1,000円)	円/単位			
	備考(算出についての説明等)					

業績の分析

		<p style="text-align: center;">目標を達成できた、または達成できなかった要因や効率性についての分析 (その他、関連情報に基づいた分析)</p>
19		<p>目標を達成できた。 計画的に遂行されており、概ね順調に推移している。 他事業関連の整備路線についてはR3以降の完成となる。</p>

【分析のチェックポイント】

- 事業の達成度はどうでしたか。
- 5W2Hを踏まえて、実施過程に問題はありませんでしたか。
- 資源投入は適切でしたか。
- 事前想定できない外的要因の影響はありませんでしたか。
- 有効性は高いですか。低いですか。
- 効率性は向上していますか。
- RPA等をはじめとするICTを活用する余地はありませんでしたか。
- ターゲットに応じた最適媒体の選定など、戦略的な広報ができていましたか。

令和2年度 事務事業総点検シート(3)

事務事業名	特定道路バリアフリー化事業	シート番号	019-055
-------	---------------	-------	---------

《V. 点検》

＜点検の前提＞

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の財政運営は今後一層厳しくなる
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立をめざす

○上記「点検の前提」を踏まえ、事業の抜本的な見直しを検討するもの。

⇒

確認

コロナ禍を踏まえた点検（必要性・有効性・効率性）	20	本市財政運営が厳しくなることが想定される中、当該事業を廃止できないか。	事業廃止の可能性 <input type="checkbox"/> 廃止できる <input checked="" type="checkbox"/> 廃止できない	廃止した場合に市民生活等に及ぼす具体的な影響 超高齢社会を迎え、高齢者、障害者など誰もが移動しやすく安全・快適な歩行空間を実現するために、特定道路のバリアフリー化は必要不可欠であり、市民のニーズも高まっている。	
	21	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 本市財政運営が厳しくなることが想定される中、当該事業を休止(延期)できないか。	事業休止の可能性 <input checked="" type="checkbox"/> 休止(延期)できる <input type="checkbox"/> 休止(延期)できない	休止した場合に市民生活等に及ぼす具体的な影響 道路特定事業計画の令和2年度完了に伴い、新たな事業計画が策定されるまで一時的に整備事業が中断される。	休止の場合の再開時期 <input type="checkbox"/> 令和2年度中 <input type="checkbox"/> 令和3年度 <input checked="" type="checkbox"/> 令和4年度以降
	22	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 本市財政運営が厳しくなることが想定される中、事業規模を縮小するなど、コスト縮減を図ることができないか。	コストの縮減 <input type="checkbox"/> 一部廃止しコスト縮減できる <input checked="" type="checkbox"/> 一部休止しコスト縮減できる <input type="checkbox"/> 規模等を縮小しコスト縮減できる <input type="checkbox"/> 事業手法等を改善しコスト縮減できる <input type="checkbox"/> 縮減できない	縮減できる場合は具体的な縮減内容、できない場合はその理由 道路特定事業計画の令和2年度完了に伴い、新たに事業計画が策定されるまで整備事業は一時休止となるため事業費が一時縮減される。	
	23	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 社会経済活動の維持・回復のほか、3密を避けるなどの市民や民間の活動変容への対応に向け、実施手法を改善する必要がないか。	事業手法の適切性 <input type="checkbox"/> 改善する必要がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善する必要がない <input type="checkbox"/> 既に対応できている	改善する場合は改善策、その他は理由 公共工事を発注することで、社会経済活動の維持に貢献することができる。また、市民生活には直接影響することはない。	
	24	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 効果的・効率的な事業の実施に向け、右に掲げる視点から改善できないか。	効果的・効率的な事業実施(以下の観点で、改善する(または改善済)場合は <input checked="" type="checkbox"/> 、改善しない(改善余地がない場合を含む)場合は <input type="checkbox"/>) ① <input type="checkbox"/> 公民連携の推進 ② <input type="checkbox"/> ICT活用による効率化 ③ <input checked="" type="checkbox"/> 他部局との適切な連携・役割分担 関係部署名 (自転車環境整備課) 関連事業名 (自転車通行環境整備事業) ④ <input checked="" type="checkbox"/> 国・府等との適切な役割分担・連携 ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> 他政令市等との比較におけるサービス水準の均衡 ⑥ <input type="checkbox"/> その他()	理由・説明 ③他部と密に連携し、自転車レーンの整備や舗装補修などのタイミングにあわせて、歩道のバリアフリー化を整備することにより、経費の節減を図っている。 ④財源に国交省からの交付金等を充当する予定である。 ⑤道路移動等円滑化基準に基づいて、整備しているためサービス水準は同程度である。	
25	これまでの点検を踏まえ、今後の事業のあり方についてどのように考えるか。	事業の方向性 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止または延期 <input type="checkbox"/> 事業を縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 改善して継続 <input type="checkbox"/> 現状を継続 <input type="checkbox"/> 事業を拡充 公金投入の方向性 <input type="checkbox"/> ゼロ <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 拡大	実施年度 <input type="checkbox"/> 令和2年度 <input type="checkbox"/> 令和3年度 <input checked="" type="checkbox"/> 令和4年度以降		
		所見	道路特定事業計画が令和2年度に完了を迎えるため、一時的に事業が休止するものの、超高齢社会を迎え、高齢者、障害者など誰もが移動しやすく安全・快適な歩行空間を確保することは必要不可欠であり、市民のニーズも高いため、現在策定中の堺市移動等円滑化促進方針(マスタープラン)に基づき、令和3年度以降新たな道路特定事業計画を作成し、特定道路のバリアフリー化工事を引き続き実施する。		